

平成29年11月第14回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成29年11月16日第14回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	こども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	片 岡 正 春	農業委員会事務局長	西 山 茂 男
選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第 90号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事）
- 日程第 5 議案第 91号 工事請負契約の締結について（平成29年度（社総交）町道鳥屋崎三丁目線外道路改良工事）
- 日程第 6 議案第 92号 工事請負契約の締結について（平成29年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業わたり温泉島の海改修工事（繰越））
- 日程第 7 議案第 93号 工事請負契約の締結について（平成29年度（仮称）わたり sea side base 建設工事）
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亘理町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 9 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亘理町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 10 常任委員の選任
- 日程第 11 議会広報常任委員の選任
- 日程第 12 議長の常任委員の辞任
- 日程第 13 議会運営委員の選任
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成29年11月第14回亘理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、7番 安藤美重子議員、8番 渡邊健一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告を行います。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、工事請負契約4件外2件の合計6件の議案が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町 長（齋藤 貞君） 本日、第14回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案4件及び承認2件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第90号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事）」につきましては、避難道路整備事業における橋梁のかけかえ工事になりますが、去る9月8日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第91号「工事請負契約の締結について（平成29年度（社総交）町道鳥屋崎三丁目線外道路改良工事）」につきましては、去る10月6日に入札を執行した町道整備事業の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第92号「工事請負契約の締結について（平成29年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業わたり温泉鳥の海改修工事（繰越）」につきましては、平成30年度より宿泊業務を再開する予定でありますわたり温泉鳥の海の施設改修工事になりますが、去る10月27日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第93号「工事請負契約の締結について（平成29年度（仮称）わたり s e a s i d e b a s e 建設工事）」につきましても、去る10月27日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。この公示につきましては、山車の展示を初めとする各種イベントの開催など、多目的に使用できる施設を建設するものであります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度互理町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、平成29年9月28日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙が平成29年10月22日に執行されるに当たり、補正予算の必要が

生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億5,425万1,000円としたものであります。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亘理町一般会計補正予算（第4号））」につきましては、平成29年10月23日に接近した台風21号の影響による災害復旧事業実施に当たり、補正予算の必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億5,845万1,000円としたものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第90号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事）

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第90号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第90号をご説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架替工事。

請負金額 1億4,894万4,960円。

契約の相手方、エム・テック仙台支店株式会社でございます。

なお、落札率は100%でございました。

工事の概要につきましては、2 ページ目の資料をごらんください。

入札年月日は平成29年9月8日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、全国に本店または支店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでご

ざいます。

入札参加業者は、エム・テック仙台支店1者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、逢隈高屋字鳥屋崎地内外で、3ページの位置図を参照願います。

工事内容は、9号排水路の橋梁架替工事であり、橋長10.8メートル、幅12.5メートルの橋梁を上部工、下部工、基礎工、それぞれに関し記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、4ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成31年1月31日までと設定しております。

以上で議案第90号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いつも入札率の件では私質問をさせていただいていますが、今回率100%ということですので素晴らしい率でございます。これは9月8日の入札ということで、前回条件つき一般競争入札におけるこの1者の入札の場合の取り扱いについてというのがありました。我々に9月の定例会で報告があったわけですが、そのときは、施工期日というのが9月22日とこのようになっておりましたので、これは9月8日ですから要するに入札を取りやめる時期というのを我々も言いましたけれども、これは当てはまらないという、こういうことでよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 今、ご説明のとおり、取り扱いについては9月22日からの公告から適用ということで、今回は該当しないんですが、そもそもの経緯をもう少し詳細にご説明しますと、実はこれ3回目の公告でございました。実はこれが平成29年6月30日、7月21日、それぞれ公告をしたんですが残念ながら応募者がなしということで、8月25日に第3回目の公告をして今回エム・テック仙台支店のみということでございます。入札参加条件につきましても第1回目につきましては、亘理町の近隣市町村だったのを2回目は宮城県内全域に、第3回目については全国にということで広くした結果ですね、あとは単価更正も毎月発生していますのでそれに合わせてやった結果、このエム・テック仙台支店1者のみが応札されたということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 3回目ということで、この3回目のときに、この業者は何日前に出されたのかそれを伺います。

それから、例えば入札期間中、各者工事入札で参加状況、こういったものを確認とか、何者ぐらい入札参加しているとかそういった確認の連絡、電話とかというそういうのはあるのかどうか。そしてまた、そういったときに、あるときに、こちらのほうで何者現在参加していますっていう、そういったことを伝えるということがあるのかどうかそれを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 済みません。ちょっと手持ちの資料でいつ応募されたかというのはないので、大変申しわけございません。

あと、基本的には今の応札状況等は教えてはいないといいますか、もちろんそれは公開しておりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 大体わかりました。これはやはり、これで3件目なんですね。もうほとんどほぼ100%というのは。この100%、やはり官製談合の一環として行っているということではありますけれども、やはり100%というのは何ととっても、この血税がそのままもう流れているということですので、これからやっぱりそういったところをよくよく考えて入札していただきたいなど、このように思います。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） これまでもご指摘いただきまして、やはり私どものほうで、その入札制度改革の一環として前回の議会でもご説明した、1者入札の場合の取り扱いということで、1者のみの場合は原則入札を行わないとさせていただいて、その後の改革の状況といたしましては、10月6日入札予定だったもの、あと10月13日入札予定だったもの、それがそれぞれ1者のみの応募しかなかったので中止というふうにさせていただきまして再度手続を行って、できるだけ競争性を保つように取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 工期でございます。あすから31年の1月31日まで、2カ月半くらい

でこれ完成できるのかどうか。(不規則発言あり) 済みません。大変失礼いたしました。

それで、周辺の迂回路を含め、その辺の地域住民、その辺あたりの周知等はどういうふうになされているわけですか。

議長(佐藤 實君) 都市建設課長。

都市建設課長(袴田英美君) ご質問ありました迂回路関係ですが、工事する際に当然今ある橋を壊して通行できなくなるものですから、迂回路といきたいところなんですがなかなか仮場所を建設しないと迂回路もつくれないということで、今まで上流のほうでやっていた工事なんですが、一時的な通行どめという形でさせていただきたく住民の方にも今後説明していきたいと考えております。以上です。

議長(佐藤 實君) 佐藤正司議員。

10番(佐藤正司君) ちょっと工期について失礼いたしました。この工期内に完成するように推進することを希望いたしまして、終了いたします。

議長(佐藤 實君) ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) 3回目というようなことだと思うんですけども、1回目、2回目、そして3回目とこの入札の金額ですけども、これは変えているのか。当然途中で金額が折り合わないわけですから、違算なりなんなりあるかということは当然調べてはいるとは思いますが、金額について見直しをしているというようなことがあるのかどうか。

議長(佐藤 實君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤顕一君) こちらについては、単価更正が毎月と申しますか一定期間で行われますので、それに合わせて予定価格を変更させていただいております、第1回目については1億3,658万9,000円だったのが、最終的には1億3,791万2,000円ということで順次改定して、それで予定価格を変更しております。以上でございます。

議長(佐藤 實君) 大槻和弘議員。

12番(大槻和弘君) そうしますと、単価の改正だけだというふうなことなんですけれども、こういった場合、3回目でこれで入札、応札があったということなんですけれども、これでもないということになると、その設計の金額そのものにやっぱり問題があって手をつけることが必要なんではないかというようなことも当然出てくる

とは思いますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 設計の金額につきましては、基準がご存じのとおりございまして、それ以外の単費上乘せとかそのようなことは通常考えてございませんので、金額については時期的に変更になる単価更正のみと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうしますと、こういったようなことなんですけれども、そうすると今後ですよ。こういったことに対応するために何らかの対応策なりなんなりがあるのかどうかですね。1回やってだめで、2回やってだめで、3回やってだめというようなことになると、何なりの何かの対応策が必要なのかなというふうに思うんですが、何か考えていることがあれば聞かせていただけますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回ちょっと町のほうでなかなか3回目までやったという事例がなくて、宮城県のほうに相談したところ、宮城県ではそれでも、今回全国対象にしてそれでも応札者がいない場合は特命随契で考える場合があるというようなことはアドバイスはもらっておりましたが、今回そこまでいなくて済みますので、今後4回目となった場合はそういうのもちょっと考えていかなければならないのかと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第91号 工事請負契約の締結について（平成29年度
（社総交）町道鳥屋崎三丁目線外道路改良工
事）

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第91号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 続きまして、議案第91号をご説明させていただきます。

6ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（社総交）町道鳥屋崎三丁目線外道路改良工事。

請負金額5,724万円。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は79.71%でございました。

工事の概要につきましては、7ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年10月6日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、阿部工務店、SSスチール開発の2者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、荒浜字隈潟地内外で、8ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として幅員9.5メートル、延長340メートルの区画において、排水工、舗装工、道路付属施設工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で議案第91号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 工期について伺います。来年の3月23日まで、ちょっと飛びます。92号は3月26まで、93号は3月23まで、総額約2億9,000万円。問題は工期までできるかどうか、できると思つての落札、入札するわけですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 道路改良工事として、工種的に特殊な工種もないものですから、この3月23日までできるものと考えております。ただし、電力柱、N T T柱が支障となって最近の流れを見ますと、N T T柱の移設が物すごく時間がかかっているというのがございますので、その分だけちょっと不安はございますが、事業量としてはこの工期できるものと考えております。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） N T T関連もあるわけですね。あと天災地変起きることもある。それらを除いて工期がおくれた場合のペナルティー、それはありますか。なければ、あればあったで内容を教えてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工期おくれたときのペナルティーにつきましては、契約の約款に記載されているものですが、違約金をもらえるというようなことになっております。その際にも、受注者と町との過失的な町の設計の変更の対応が悪いとかそういうものがなければ、まるっきり業者側に責任があるんであれば違約金というようなことは契約上取れることになっております。以上です。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第92号 工事請負契約の締結について（平成29年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業わたり温泉鳥の海改修工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第92号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして、議案第92号をご説明させていただきます。

12ページをお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業わたり温泉鳥の海改修工事（繰越）。

請負金額1億1,329万2,000円。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は88.67%でございました。

工事の概要につきましては、13ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年10月27日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、宮城県内に本店、支店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で建築一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、奥村組東北支店、大林組東北支店、阿部工務店、斎藤工務店、北陵建設の5者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、荒浜字築港通り41番地2。

工事内容は、平成30年度より宿泊業再開予定であるわたり温泉島の海の改修工事として、内部改修、外部改修、外構それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、14ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月26日までと設定しております。

以上で議案第92号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） これは多分繰越事業なんで、多分去年の1月かなんかのころ補正して翌年繰り越してきて、今回10月に入札したんですか。それで今回の議会になったんで、その期間相当の歳月が流れている。その期間をどのような検討をしてこのようになったのかわかりませんが、どのような検討をなされたのか。期間相当あるけれどもね。

あと、この内部改修の内容を見ると、2階を除いて大体全面改修のような感じで改修されるんですね。ただ、この図面は赤線引いてあるけれども、私の眼鏡かけた目では中身は見えません。そういうことで、どのような改修をするのか内容等についてはもうちょっと詳しく説明して、玄関のアプローチ、ロビーとか、あと部屋数は何ぼになるのかですね。そして1階のフロアには、お土産売り場等なども設置するのかわからないのか。それらについて答弁願います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ご質問のこの期間における内容の検討でございますけれども、期間に相当時間を要したと申しますのは、指定管理者である佐勘のほうとの細かい打ち合わせ等ございまして、設計業者と何度も内容の確認、変更等について検討を重ねてまいりまして、どうしてもこの期間に設計ができ上がったのに合わせて、こちらの今度の本契約という形になったものでございます。回数等については、もうちょっと数は数え、今現在何回とは申しませんが、毎月のように、毎月といいますか月に2回とか3回とかそのような形でやっておりましたので、内容については以上でございます。

それから、各部屋ごとの改修につきましては、この図面上はちょっと見にくいんですがございますけれども、以前全員協議会のほうでも内容を説明させていただきましたので、それでちょっと満足かと思っていたんですが。まず、1階のフロアでございます。まず玄関のアプローチから玄関の入り口自動ドアでございます。そちらのほうを今はただのガラスの自動ドアでございますけれども、そちらのほうにシールを張りまして、和風テイストを醸し出すようなシールでちょっとデザインを変えてみたいということでございました。玄関を入りましたら両脇に竹の擬木でございますけれども、ガラスの中に竹を植えてましてそちらの中も和風で通すという。館から宿へというのが佐勘のテーマでございましたので、秋保の佐勘のテイストを少しそちらに取り入れたという。あとはメインロビーにつきましてはじゅうたん張りの変更でございます。あとロビーの一部に宿泊者専用の待機場所と申しますか専用のロビーを設けまして、そちらが休憩室、お休み処となっておりますけれども、そちらの右下ですね、ロビー宿泊者専用となっているところでございます。それからこの場所につきましては、お休み処のところはフードコートの休憩場所になりますので、フードコートを上部分です、そちらのほうにフードコートを新設いたします。それでお休み処で休憩しながら食事をしていただくということで、以前はここにふれあい市場が入っていたんですが、お土産と申しますかふれあい市場のようなものはもちろん設けない予定でございます。あとは、お土産物といたしまして佐勘のほうでどのように今後考えるかなんですが、このロビーのところの一角にお土産物のコーナーを設けてもいいようなことは聞いてございました。

2階の部分につきましては、こちらは防火扉の新設でございますので、大きな変更はございません。この分だけでございます。

あと、3階の各部屋でございますけれども、こちらは震災以前と部屋数は変わってございません。12部屋でございます。各部屋の畳がえとか、壁紙とかそういったものの変更はございますが、大きく変わりますのは部屋と部屋との間に防音の、壁の中に防音できるものを埋め込むという形の工事になります。あとは、東側の大きなデッキです、こちらのほうのウッドデッキでございますけれども、こちらのほうの張りかえ。もしくは庭園ございましたけれども、そちらの部分の庭園を取り除いて人工芝張りにするというのが3階の大きなところでございます。

あと、こちらに4階はございませんので、4階は以前レストランの中を区切るというふうに全員協議会のほうでご説明申し上げましたけれども、工事費の関係でいろいろ精査していった結果、無理にそのレストランの中をパーテーションで区切るということはせず、何らかの方法で区切るということは中はできますけれども、あえてそれはパーテーションはつけないということになりました。そのかわり、こちらの図面にはございませんが、4階のエレベーターをおりたロビーのところを、今までだと直接海のほう見えたロビーになっていたんですけれども、ガラス張りですね。そのロビーのところ、行っていただくとわかるんですが、壁を設けました。ですから、エレベーターをおりるとすぐ目の前にちょっと飾った壁が今設置されております。それは佐勘のほうで自費で、向こうのアイデアでつけるということで、町のほうと協議して向こうのお金でつけさせていただきました。その個室は、レストランを利用した方が食事を終えた後にちょっと休憩できるような部屋をつかって、コーヒーなどを無料で提供するというふうに向こうのサービスとしてやりたいということで、その部屋を設けさせていただきました。その部屋につきましては、レストランのほうを滞在時間を余り長くしたくないという、回転率をよくしたいということで、その部屋に誘導するという場所でございます。

あと、5階のほうにつきましては、こちらはちょっと大きな改修になりますが、エレベーターホールをおりたところの真っすぐ今まで岩盤浴の部屋があったんですけれども、その部屋を1つ取り壊しましてロビーを大きくいたします。右側のほうに昔マッサージ室、マッサージコーナーとして使っていた場所、今この図面上はございますが、そちらのほうに下足室といたしまして下駄箱を用意して、そちらで靴を脱いでいただくという。それでロビーのほうから今度は機械を、ゲートを通して中のほうに、お風呂のほうに入るというような形になりますので、券売機を5階のほうに設けさせていただくという形になります。あと、浴室のほうになりますけれども、これまでジェットバスとか寝湯とかあったんですけれども、そのほうを改修いたしまして深さ60センチの浴槽を設けます。ということは、大きな大浴槽がもう1カ所ふえるというような形になります。西側のサウナですね、これまで休んでおったんですけれどもその復活。あと東側につきましては、今まで2つあった岩盤浴を1つに減らして西と東でサービスを異なったよ

うな形にするということでございます。あと露天風呂でございますが、これまでは真水を使っていた、水を沸かしてお風呂にしていたものですが、今後は温泉を流せるようにこちらに配管するという形になります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、お土産売り場のことちょっと触れたようだけれども、これは佐勘の意向で変わるということなのか、確実にこのお土産売り場は設置するという意向なのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

あと、この26日に工事が終わって、多分佐勘さんは何日からオープンするかわかりませんが、多分4月1日というのはめど、その辺のオープン時期というのはどのぐらいになるかということ。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） お土産売り場につきましては、これは町のほうからの要望としても出しているんですけれども、町の物産とか簡単なもの、町の物産を置いていただけないかというお話は町のほうからもしています。佐勘のほうもそれに合わせて、ロビーの一角でそういったコーナーも設けてもいいというふうな話はいただいていますので、ぜひそれは実施していただきたいと考えています。

あとは、オープンの時期なんですけれども、本来は佐勘はもっと早くフルオープンにしたいという形でおったんですけれども、どうしてもその工期の問題もございましたので4月以降になるという話でこれまで進めてまいりました。日にちを何日というふうには今のところまだ設定しておりませんが、佐勘のほうではなるべく早く、もちろんいい日を選びたいということでおりましたので、それは今後もっと細かく打ち合わせしていきたいと考えています。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番高野 進議員。

6 番（高野 進君） 内部改修ということですが、今までも構造的な問題でエレベーターの件です。私なりにストレッチャーが、規格品は入らないということを伺っています。それらのことを協議というか、したのかどうか。それ1つ伺います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） エレベーターにつきましては、ご指摘のとおりストレッチャーは入らないものでございます。そのエレベーターを新たに大きいものに変えるかどうかという協議は最初に話ではそこまではいっておりません。実際のところ

そのエレベーターを改修するというのは相当費用もかかりますし、ではどうするかと、もしそのストレッチャーを使う場合はというふうになるわけですが、それについては震災後再開した時点から消防署等とも協議いたしまして、階段を使ってタンカですか、そういったもので運び出すという方法で訓練等もやっていますので、そのような考えでございます。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 工期についてお伺いいたします。11月17日から30年の3月26日ということなんですけれども、温泉を活用できるのはいつまでで、いつからストップをして本格工事に入るのか、この点をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 温泉のですね、現在レストランを運営しておりますが、それが12月の14日まででございます。それが終わり次第、すぐあそこの施設を一旦全館休館いたしまして工事にすぐ入りたいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 広報等にも若干載ってございましたけれども、結構温泉を利用しているらっしゃる町外の方もいらっしゃると思うんですけれども、もうそろそろ張り紙とかはなされているのでしょうか。そこら辺ちょっと確認したいと思いますけれども。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 張り紙はレストランが始まったときから、それ以降休館いたしますということでご提示させていただいております。入浴券を回数券で買っている方もいらっしゃいますので、そういった方が使えなくなる時期が来ますので、それを予防するためにもなるべく早く使っていただきたいということもありまして、何月までに使い切っていただくような形、もしくは何月から休みますというふうに提示させていただいております。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第93号 工事請負契約の締結について（平成29年度
（仮称）わたり sea side base 建設
工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第93号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは続きまして、議案第93号をご説明させていただきます。

19ページ目をお開きください。

工事名、平成29年度（仮称）わたり sea side base 建設工事。

請負金額 1億1,210万4,000円。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は98.69%でございました。

工事の概要につきましては、20ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年10月27日。

入札の方法は条件つき一般競争入札。

入札参加条件の主なものは、宮城県内に本店、支店を有する事業者で、建設業法に規定する経営事項審査結果で建築一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けているものでございます。

入札参加業者は、阿部工務店、阿部建設の2者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、荒浜字築港通り地内で、21ページの位置図を参照願います。

工事内容は、山車の展示を初めとした各種イベントの開催など多目的に使用できる施設を建設するため、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、22ページ以降に平面図等を添付しておりますので参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で議案第93号の説明を終わります。ご審議方よろしくお申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この建物の名前、s e a s i d e b a s eですか、仮称ね。裏の図面でいくと格納庫、倉庫、主倉庫とかね、そういう名前になっているんですけども。そして、建物の構造は鉄骨づくり、そして周りがどのような、ちょっと私にはこのテントというような内容で外壁がなっているようだけれども、この名前がs e a s i d e b a s e仮称と、この建物のイメージからしてどういう関連があるのかな、英語を使っているようだけれども、これは使わなければならない理由というのは何かあるのか。もしこの説明からいっただらば、山車の格納庫というのは一番私からすると感じるんだけれども、展示室なんていったって実際オープンスペースで展示しているわけではないだろうと思うし、何かこうじっくりこないんですよ。だからはっきりものを申すならば、これは山車の格納庫だよと言ってもらったほうが我々は理解する。だからオープンスペースの中でどのようなイベントを計画するのか、もうその辺はわかりませんが、将来のこれの使い道としてどのようなものを検討しているのか、本来の姿は山車の格納庫じゃないのか。その辺のこの名前のイメージと建物の姿ちょっとわからない。鉄骨づくりのテント張りだなということも、その辺のちょっとした、しっかりとした説明をちょっとお願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この名前でございますけれども、名前はあくまでも仮称でございますけれども、s e a s i d e b a s eですね。それこそ海のすぐそばの基地という形で名づけさせていただいたんですけれども、これはうちのほうの若い職員がぜひ荒浜に人を呼びたいというときに、若者もこういったところに呼び込むためのネーミングというのもやっぱり1つ大事なんではないかということ

で、こういったわたり sea side base という名前を仮称ですけれどもつけさせていただきました。それで、この建物の構造的に言いますとテント地でございますが、このテントと言いましても普通のテントとの生地がちょっと違いまして、東京ドームの天井ですね、あれで使われているテントと同様の生地でございますので、強度につきましては申し分ないと考えております。ご指摘のあったこの主倉庫ってこの図面の中にごございますが、山車の展示という形で話しておりますが、主にこの主倉庫、中につきましては山車を格納しておく場所でございます。正直な話申し上げますと。通常は山車をこの中に入れておきます。あとはこの大きなスペースになりますので、山車を外に出せば大きな空間が生まれるということで、この施設を新設するに当たって、これ地域拠点整備事業の一環の事業でございますので、こちらの中でイベント等やってなるべく集客の1つの施設につなげたいというふうな考えがございました。中では、以前も説明させていただいてございますけれども、マルシェとかいろんな物産展とかそういったものを企画し、あと外につきましても大きなひさしの部分がございますので、屋根かかった部分でございますので、その下にキッチンカーとかそういったものをとめているようなイベントにも対応できるようにというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 東京ドームのテント、屋根のようなものを材質だといって耐えられるという。これ耐用年数どのぐらいあるかわかりませんが、耐用年数はどのぐらいあって、将来にわたって修繕とかそういうものも出てくると思うし、絶対年数ではないと思うからそういうものあると思います。ただ、格納庫が今までなかったから、あそこの何か店屋さんあるところね、山車を入れていて、そのかわりにこれを格納庫としてつくったと私はそういう考え、悪い考えをするんですけども、要するに格納スペースだよと。ただ、格納スペースと言うと聞こえが悪いからね、実際はここで何か催し物を出してやるという。だからその催し物というのはどういようなものをするのか私の中にイメージが湧かないという。やるところはいっぱい2カ所か3カ所あるんですね、またこういうのをつくったけれども、そういうものづくり方というのは、また山車を出して外でやって、その山車の格納庫、実際どのような本当にイベントというのを考えられるのかな、

ここで単独でやるって言ったらば。その辺もちょっと教えてください。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この中のスペースですね、27メートル掛ける13.5という広いスペースになりますので、中が空洞の施設になりますので、その中にテントを張って、テントでなくてもいいんですけどもブースを設けて、イメージ的にはまるごとフェアを小さくしたようなイベントも可能かと考えてございます。ここを民間の方にお貸ししていろんなイベント等をやることも可能ですし、発展すれば中でライブとかもやれるんじゃないかと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 23ページでございますけれども、ここにトイレがございます。このトイレは女性用ですか男性用ですか。まず伺います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 両方兼務しております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 兼務といっても、ここに隣に女性用、隣が男性用、これで女性の方はちょっと遠慮するんじゃないかなと思うんですよ、こういうつくりでは。もう少し何か考えたらいんじゃないかなと思います。ここに女性議員もいます。皆さん奥さんに聞いてみてください。こういうトイレはどうだと、嫌がると思いますよ、どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ここは機材庫ということで、管理運営のための部屋でございますので、特にイベント等に対応するためのトイレではございません。イベント等をやる場合は別のトイレを設置するような形になると思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 別のトイレというのはどのようなトイレですか。仮設トイレですとね、仮設トイレまたそこでお金をかけるということですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それをやるイベントの規模によりまして、結局は仮設トイレになりますけれどもそういった形で、仮設トイレといいましてもいろいろな種類

ございますので、それをレンタルするような形になると思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 最後の工事の件ではなくて全般についてなんですが、よろしいでしょうか。（「なんですか」の声あり）工事4件まとめたの質問なんですが。

（「ございません」の声あり）だめですか。はい、じゃわかりました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度互理町一般会計補正予算（第3号））

議長（佐藤 實君） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

25ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年9月28日に、平成29年度互理町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、同条第3項の規定により議会のその承認を求めるものでございます。

26ページをお開きください。

専決処分でございますが、平成29年度亙理町一般会計補正予算（第3号）につきましては、平成29年9月28日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙が平成29年10月22日に執行されるに当たり補正予算の必要が生じたものですが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

詳細についてご説明いたしますので、別紙でお配りの平成29年度亙理町一般会計補正予算書（第3号）をご準備ください。

1 ページ目をお開き願います。

平成29年度亙理町一般改正補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとし、第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億5,425万1,000円とする。

同条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてご説明いたします。

初めに、歳出予算からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2 款総務費 4 項 3 目衆議院議員総選挙費において、右の説明欄に記載のとおり細目 3 選挙事務経費として記載の 1 節報酬から18節備品購入費まで、総額1,538万8,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

14 款県支出金 3 項 1 目 4 節選挙費委託金において、右の説明欄に記載のとおり細節 6 衆議院議員総選挙委託金、細節 7 最高裁判所裁判官国民審査委託金、細節 10 衆議院議員総選挙開票事務委託金として総額1,538万8,000円を追加補正するものでございます。

以上で、ご説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度互理町一般会計補正予算（第4号））

議長（佐藤 實君） 日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

27ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成29年11月6日に、平成29年度互理町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、同条第3項の規定により議会のその承認を求めるものでございます。

28ページをお開きください。

専決処分でございますが、平成29年度互理町一般会計補正予算（第4号）につきましては、平成29年10月23日に接近した台風21号の影響による災害復旧事業の実施に当たり補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

詳細についてご説明いたしますので、別紙でお配りの平成29年度互理町一般会計補正予算書（第4号）をご準備願います。

1ページをお開きください。

平成29年度亘理町一般改正補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとし、第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億5,845万1,000円とする。

同条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものごさいます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。10ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項1目農林水産施設災害復旧費において、右の説明欄に記載のとおり細節4林業施設災害復旧費として記載の13節委託料として、林道一ノ坂線測量設計業務委託料420万円を追加補正するものごさいます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

17款繰入金1項1目において、右の説明欄に記載のとおり細節1財政調整基金繰入金として総額420万円を追加補正するものごさいます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今回の台風21号による被害というふうなことでございますが、一ノ坂林道の被害状況の詳細と、あと復旧までの期間はどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今回の台風によりましての一ノ坂林道の被害なんですが、5カ所破損しておりまして、今回その5カ所の設計の委託業務を行うものごさいます。なお、年度内中には、12月に一応現地の県とともに現地を確認するんですが、年度内中には復帰をしたいというふうな考えで進みたいと思っております。以上ごさいます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） これまで一ノ坂林道は幅員も狭く、思い切った整備がなされたときから大雨ごとに路面の流出、あとのり面の崩壊が結構起きてきて、急峻な場所なわけごさいます。今後、大雨にはある程度限界があろうかと思っておりますから、そ

の辺はどのように対策対応をとっていくのかというふうなことをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今後なんです、今回の台風でも一応災害の教訓がございましたので、一応もちろん担当課では現場調査を、台風接近、低気圧接近の際には事前に担当課のほうで現場を見回りするのとあわせて、業者さんのほうにも見回りといいますか、その状況を今後お願いしていくというような予定ではありますのでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後ですが、今回の被害からどれくらいの被害額の見積もりを行っているのか、そしてまたこの予算については今後国、県等の予算措置、交付金等で予算措置がされるのかどうか。この2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 現在、復旧工事、今現在はじき出しておりますが、今概算で12月の今度の定例会で提出する予定でございますが、約2,600万ほどの工事費を計上する予定となっております。そのうちの半分、約半分ぐらいが、その工事費の半分が一応災害該当といたしまして国の補助金を対象として申請する予定という、今現在その予定で計画しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今の質問に関連ですけれども、今回設計費とったようだけれども、やっぱり設計する段階から将来に向かってのね、私も現場見てきました。吉田の公会堂のところの現場とか。やっぱり現況復旧ではまた同じことが繰り返されるという。のり面道路からの水で、排水溝の水で、田んぼのほうに砂利がもう全部落ちて、町道を越えて町道も崩れて、下の田んぼに砂利落ちて大変なことになる。あれは稲刈り後だったからよかったけれども、稲刈り前だったら全部補償まで入ってくるというような形になるんで、すぐに現状復旧というような形の考え方でなくて、将来を考えた復旧をもう設計の段階で組む。わかりますか、現場の吉田の公会堂のところの。ああいうのも出てくるので、よくそういうのを復旧するところは現状復旧という考え方でなくて、やっぱり将来の工事をするのであれば上のほうに砂防ダムをつくるとかなんとかっていろいろもうやっぱり、

下のほうに影響を及ぼさないような設計を設計事務所に考え直させたほうがいいと思うんですよ。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今回の設計委託料につきましては、議員おっしゃるとおり現状の災害復旧の委託となっております。というのも、一応今回は先ほど若干触れましたが国の補助金を活用するという意味では、災害復旧のみでございますので、今回はそのようにさせていただく経緯がございます。将来的にはといたしますと、今後本当に、本当に将来的に検討をしていきたいというふうにしかならないところは答えられませんのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第10 常任委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第10、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務常任委員には鈴木高行議員、高野 進議員、渡邊健一議員、高野孝一議員、百井いと子議員、私佐藤 實、以上の6名、産業建設常任委員には、渡邊重益議員、佐藤邦彦議員、小野典子議員、佐藤正司議員、鈴木邦昭議員、木村 満議員、以上の6

名、教育福祉常任委員には、小野一雄議員、安藤美重子議員、大槻和弘議員、熊田芳子議員、佐藤アヤ議員、以上の5名をそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。また、議会広報常任委員を選出願います。

委員会の招集場所は、総務常任委員会は2階小会議室、産業建設常任委員会は東会議室、教育福祉常任委員会は西会議室においてお願いいたします。

説明員の皆様につきましては、各委員会の会議に時間を要することから一時退席いただき、各委員会の終了予定時刻を12時10分と見込んでおりますので、これを目安に入場していただくようお願いいたします。

再開は、あと皆さんにお知らせいたします。

以上、暫時休憩とあわせてその間に皆さんの常任委員会を開催していただきます。

休憩。

午前11時09分 休憩

午前11時51分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に鈴木高行議員、同じく副委員長に高野 進議員。

産業建設常任委員会委員長に渡邊重益議員、同じく副委員長に佐藤正司議員。

教育福祉常任委員会委員長に熊田芳子議員、同じく副委員長に大槻和弘議員。

以上のとおりそれぞれ選任されました。

日程第11 議会広報常任委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第11、議会広報常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、佐藤邦彦議員、渡邊健一議員、大槻和弘議員、鈴木邦昭議員、木村 満議員、佐藤アヤ議員、以上の6名を議会広報常任委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会広報常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、隣の小会議室においてお願いいたします。

再開は口頭でお知らせします。

では、暫時休憩をいたします。休憩。

午前11時53分 休憩

午後 0時05分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会広報常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会広報常任委員会委員長に鈴木邦昭議員、同じく副委員長に佐藤邦彦議員、以上のとおり選任されました。

日程第12 議長の常任委員の辞任

議長（佐藤 實君） 日程第12、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

本件は一身上に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥に該当するので、副議長と交代いたします。

〔議長 退場、副議長 議長席に着く〕

副議長（佐藤アヤ君） 議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤アヤ君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

〔副議長 自席に、議長 入場し議長席に着く〕

日程第13 議会運営委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第13、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、鈴木高行議員、渡邊重益議員、小野一雄議員、渡邊健一議員、高野孝一議員、鈴木邦昭議員、熊田芳子議員、以上の7名を議会運営委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、隣の小会議室において開催されるようお願いいたします。

再開は口頭をもってお知らせいたします。休憩。

午後 0時08分 休憩

午後 0時23分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に高野孝一議員、同じく副委員長に渡邊健一議員、以上の

とおりに選任されました。

ここで、本日選任された各常任委員会及び議会運営委員会の委員について、事務局に朗読させます。

事務局長（渡辺壮一君） それでは、朗読いたします。敬称を略させていただきます。

総務常任委員会委員長鈴木高行、副委員長高野 進、委員渡邊健一、高野孝一、百井いと子。次に、産業建設常任委員会委員長渡邊重益、副委員長佐藤正司、委員佐藤邦彦、小野典子、鈴木邦昭、木村 満。次に、教育福祉常任委員会委員長熊田芳子、副委員長大槻和弘、委員小野一雄、安藤美重子、佐藤アヤ。次に、議会広報常任委員会委員長鈴木邦昭、副委員長佐藤邦彦、委員渡邊健一、大槻和弘、木村 満、佐藤アヤ。議会運営委員会委員長高野孝一、副委員長渡邊健一、委員鈴木高行、渡邊重益、小野一雄、鈴木邦昭、熊田芳子。以上です。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成29年11月第14回互理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時27分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 安 藤 美 重 子

署 名 議 員 渡 邊 健 一